



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 6 9 号

平成28年(2016年)6月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の運用状況について (広報広聴課)	1
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	3
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	4
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について ( " )	4
○市道の区域の変更について (道路管理課)	5
○道路の供用の開始について ( " )	5
● 公 告	
○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	5
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について ( " )	5

● 選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	6
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	6
○教育委員会の教育長及び委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	6
○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	6
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	6
● 消防局公告	
○消防車のサイレンの使用について (消防総務課)	7
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	7
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " )	7

## 告 示

### ●金沢市告示第202号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)第47条の規定により、平成27年度における同条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成28年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

#### 第1 行政情報の公開について

##### 1 公開の請求について

(1) 公開の請求受理件数	2,808件
(2) 実施機関別請求受理件数	
ア 市長	1,057件
イ 教育委員会	90件
ウ 選挙管理委員会	2件
エ 公営企業管理者	1,604件
オ 病院事業管理者	1件
カ 消防長	29件
キ 議会	23件

ク 公立大学法人金沢美術工芸大学	2件
ケ その他の実施機関	0件
(監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会)	

## (3) 決定内容別件数

ア 公開	2,427件
イ 一部公開	353件
ウ 非公開	25件 (うち不存在 24件)
エ 存否応答拒否	0件
オ 取下げ	3件
カ 却下	0件

## (4) 不服申立件数 0件

## 2 任意的な公開の申出について

## (1) 公開の申出受理件数 0件

## (2) 実施機関別申出受理件数

ア 市長	0件
イ その他の実施機関	0件

(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、病院事業管理者、消防長、議会及び公立大学法人金沢美術工芸大学)

## (3) 決定内容別件数

ア 公開	0件
イ 一部公開	0件
ウ 非公開	0件 (うち不存在 0件)
エ 取下げ	0件

## 第2 個人情報の保護について

## 1 自己情報の公開の請求について

## (1) 公開の請求受理件数 58件

## (2) 実施機関別請求受理件数

ア 市長	43件
イ 教育委員会	4件
ウ 病院事業管理者	10件
エ 消防長	1件
オ その他の実施機関	0件

(選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、議会及び公立大学法人金沢美術工芸大学)

## (3) 決定内容別件数

ア 公開	28件
イ 一部公開	16件
ウ 非公開	14件 (うち不存在 11件)
エ 存否応答拒否	0件
オ 取下げ	0件

## (4) 不服申立件数 0件

## 2 自己情報の訂正の請求受理件数 0件

## 3 自己情報の利用の停止の請求受理件数 0件

## 4 自己情報の消去の請求受理件数 0件

## 5 自己情報の提供の停止の請求受理件数 0件

## 6 保有個人情報の目的外利用等について

## (1) 保有個人情報の目的外利用等の届出件数 45件

ア 目的外利用	32件
---------	-----

イ 外部提供	13件
(2) 実施機関別届出件数	
ア 市長	45件
イ その他の実施機関	0件

(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、病院事業管理者、消防長、議会及び公立大学法人金沢美術工芸大学)

### ●金沢市告示第203号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項（同条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条（同規則第13条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示します。

平成28年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

#### 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場  
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場  
 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場  
 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場  
 金沢市営表参道自転車駐車場  
 金沢市営十間町自転車駐車場  
 金沢市営香林坊地下自転車駐車場  
 金沢市営香林坊自転車駐車場  
 金沢市営柿木島自転車駐車場  
 金沢市営武蔵自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場  
 金沢市営竪町自転車駐車場  
 金沢市営此花町自転車駐車場  
 金沢市営竪町第2暫定自転車駐車場

#### 2 移動し、保管した自転車等の台数

自転車 137台

#### 3 自転車等を移動し、保管した日

平成28年5月1日から同月31日まで

#### 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号

公益財団法人金沢まちづくり財団

#### 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成28年6月13日から同年9月12日まで

午前10時から午後7時まで  
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第204号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	13台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
大野町4丁目地内	自 転 車	1台
長土塀2丁目地内	自 転 車	2台
西念4丁目地内	自 転 車	2台
笠舞3丁目地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	1台
木越町地内	自 転 車	1台
十一屋町地内	自 転 車	1台
戸水2丁目地内	自 転 車	1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

平成28年5月1日から同月31日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成28年6月13日から同年12月12日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地  
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第205号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第24条の37の規定により告示します。

平成28年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	主たる対象者	指 定年月日
1770102562	グロース	金沢市福増町北717番地	株式会社生きがい工房	金沢市福増町北717番地	特定無し	平成28年6月1日

●金沢市告示第206号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号

の規定により指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示します。

平成28年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1730104526	グロース	金沢市福増町北717番地	株式会社生きがい工房	金沢市福増町北717番地	計画相談支援	特定無し	平成28年6月1日

#### ●金沢市告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年6月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成28年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	1 級 幹 線 87号 柳 橋 ・ 神 谷 内 線	柳 橋 町 ア 27番 15先から	旧	4.8~5.0	74.0
		柳 橋 町 ア 23番 6先まで	新	5.6	74.0

#### ●金沢市告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年6月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成28年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 87号 柳 橋 ・ 神 谷 内 線	柳 橋 町 ア 27番 15先から 柳 橋 町 ア 23番 6先まで	平成28年6月13日

## 公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成28年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
56	金沢市設備メンテナンス協同組合	金沢市西泉5丁目93番地	平成28年6月5日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成28年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
78	株式会社環境公害研究センター	金沢市金石北3丁目13番17号	平成28年5月20日

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年6月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,354人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年6月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

122,563人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第26号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長及び委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年6月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

122,563人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第27号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年6月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,354人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第28号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年6月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

61,282人

消 防 局 公 告

金沢市消防団連合検閲を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成28年6月13日

金沢市消防長 小 谷 正 利

場 所 金沢市営陸上競技場～泉が丘～城南通り～寺町1丁目交差点～不老坂～犀川左岸

日 時 平成28年7月3日(日) 午前9時30分から午前10時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第17号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年6月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成28年2月1日から同年4月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 42,480円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 39,600円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 42,460円

2 原料価格変動額 47,000円

算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 42,460円(1トン当たり平均原料価格) = 47,000円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 47,000円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から38.54円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

4 平成28年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	209円42銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	207円42銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	194円92銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	193円9銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	188円9銭

●金沢市公営企業告示第18号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年6月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

## 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成28年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 39,600円
- (2) 原料価格変動額 46,700円  
算式  $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 39,600円(1トン当たり平均原料価格) = 46,700円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式  $基準単位料金の額 - 46,700円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$   
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から95.27円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成28年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	379円37銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	370円27銭

## 2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成28年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 39,600円
- (2) 原料価格変動額 46,700円  
算式  $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 39,600円(1トン当たり平均原料価格) = 46,700円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式  $基準単位料金の額 - 46,700円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$   
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から95.27円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成28年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	361円12銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	352円2銭

## 3 南森本供給地点群

- (1) 平成28年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 39,600円
- (2) 原料価格変動額 46,700円  
算式  $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 39,600円(1トン当たり平均原料価格) = 46,700円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式  $基準単位料金の額 - 46,700円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$   
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から95.27円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。



- (4) 平成28年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	365円3銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	355円93銭

#### 4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成28年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 39,600円
- (2) 原料価格変動額 46,700円  
算式  $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 39,600円(1トン当たり平均原料価格) = 46,700円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式  $基準単位料金の額 - 46,700円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$   
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から95.27円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成28年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	353円53銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	344円43銭

平成28年(2016年)6月13日 印刷  
平成28年(2016年)6月13日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄